

やまがた広域観光協議会

令和7年度「山寺と紅花」観光誘客旅行商品造成助成金交付要領

(目的)

第1条 日本遺産「山寺と紅花」の構成文化財を組み込んだ旅行商品を造成し、山寺及び紅花や紅花文化への関心を高めて県内外からの誘客を図ることを目的に、やまがた広域観光協議会(以下「協議会」という。)は、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者(以下「旅行会社等」という。)とする。

(交付要件)

第3条 次の各号に掲げる要件をすべて備えた企画旅行商品を取り扱う旅行会社等に助成金を交付する。

- (1) 令和7年5月1日(木)から令和8年2月28日(土)までに催行される旅行商品であること。
- (2) 貸切バス(高速道路の車種区分が中型車以上のもの)を利用した旅行であること。
- (3) 次に示す①及び②を行程に含む旅行商品であること。
 - ① 宝珠山立石寺(山寺)の参拝又は門前町散策
 - ② 「通年周遊パンフレット『心が和む紅花のみち』」に掲載されているコンテンツ(1つ以上)

【パンフレット URL】 <https://yamagata-kouiki.info/log/?l=507754>

※パンフレットに記載の価格等の内容は作成時の情報です。ご利用の際には予めご確認ください。

- (4) 旅行商品のチラシ、ホームページ、企画書、行程表等(以下「チラシ等」という。)に「やまがた広域観光協議会『山寺と紅花』観光誘客旅行商品造成助成事業」を活用する旨を明記すること。
- (5) (受注型企画旅行の場合のみ) 本助成金を旅行者に還元し旅行者の負担を軽減しているもの。
- (6) (受注型企画旅行の場合のみ) 次のいずれかに該当する旅行でないこと。
 - ・ 学校行事として実施する旅行
 - ・ 国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行
 - ・ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

(助成金の額等)

第4条 助成額は次のとおりとする。

- (1) 宿泊を伴う旅行商品について、貸切バス1台あたり5万円とする。
ただし15人未満で催行する場合には、2.5万円+1千円/人とする。
- (2) 日帰りの旅行商品について、貸切バス1台あたり2.5万円とする。
ただし15人未満で催行する場合には、1.2万円+500円/人とする。
- (3) 助成上限額は、原則として旅行会社等1者あたり15万円とする。

(交付申請)

第5条 本助成金の交付を受けようとする旅行会社等は、次の書類を、原則として旅行実施日の30日前まで(受注型企画旅行の場合、旅行実施日の原則14日前まで)に協議会に申請する。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) チラシ等の商品概要がわかる資料
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 協議会は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金の交付を適当と認めた事業について、予算の範囲内において決定し、申請者に通知(様式第2号)するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、交付決定された事業の内容を変更又は中止する場合は、すみやかに事業変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、協議会の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、第6条の規定により交付決定を受けた旅行の催行後、速やかに次の書類を協議会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 本助成制度が適用となっている旨確認できるチラシ等
- (3) バス1台ごとの送客実績を確認できるもの(昼食明細、施設入場明細の写し等、催行人数及び立寄先への訪問が確認できるもの)
- (4) (宿泊の場合のみ) 宿泊実績を確認できるもの(宿泊明細の写し)
- (5) (受注型企画旅行の場合のみ) 旅行者への旅行代金の請求書(写)
(請求金額及び内訳が分かるもので、内訳には助成金の還元について記載のあるもの)
- (6) その他協議会が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び支払い)

第9条 協議会は、前条の規定に基づき実績報告書の提出があったときは、審査を行い、事業の実施結果が本要領に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、これを申請者に通知(様式第5号)するものとする。

2 協議会は、前項の規定に基づき申請書に対し助成金の確定額を通知したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)に記載の金融機関口座に助成金を入金するものとする。

この場合、振込手数料については、協議会が負担する。

附 則

この要領は、令和7年4月10日から施行する。